

2013年12月18日

世界自然遺産センターにおけるペット由来外来種の対策拠点の  
整備についての提言

NPO 法人小笠原自然文化研究所

外来種問題は、小笠原諸島の世界自然遺産的価値を脅かす最大の脅威と位置づけられている。外来種は、その移入経路等（由来）により大別されるが、イエネコなど、ペットを由来とする動物の多くは、野生化すると侵略的外来種となり、小笠原の生態系に甚大な悪影響を及ぼす。

一方で、多くの外来種とことなり、ペットは島民の豊かな暮らしに不可欠な要素のひとつであり、人と共に島に有り続ける存在である。このため、ペット由来の外来種の発生の危険性は、将来に渡って取り除けない脅威となる。さらに、住民及び来島観光客を含む、我が国全体のペットの伴侶動物化やエキゾチックアニマルブーム等により、新たなペット由来外来種発生のリスクは高まっている。併せてペットを含む移動動物を媒介する感染症等リスクも増加し、希少動物及び住民にとって将来への脅威となっている。

このように、問題の影響が島民の生活から自然環境まで広範囲に渡る、ペット由来の外来種対策を進めるためには、獣医師、地域住民、担当機関等の協働が必要であり、永続的な管理体制の構築が必要である。

これまで、小笠原では、島外の獣医師会等の協力を得て、生態系に深刻な影響を及ぼすネコ問題の対策が進められてきたが、推進拠点を持たない緊急対応的な方法に拠っており、抜本的・継続的な対策がとれずにいる。また、獣医師の不在により、個体レベルで保護が必要な希少野生鳥獣（種の保存法及び、天然記念物指定種）に適切な獣医療を提供できない状況が続いている。

そこで、ネコ問題の持続的な取り組み拠点となり、新たなペット由来外来種及び感染症の侵入・拡散のリスクを未然に防止し、同時に専門的機能を活用して、希少野生鳥獣の自然脱落個体等の緊急対応拠点となる、専門的な施設の設置を以下に提案する。

この提案施設は「外来鳥獣対策室（仮称）」として、小笠原諸島の生態系の保全と人間活動との共存の推進に貢献する場所とする。

## ■ 提案施設

仮称) 外来鳥獣対策室

外来鳥獣対策室(仮称)は、以下の目的で世界遺産センター内に設置する。

基本概念)

外来種問題としてのネコ対策を進めるための獣医師、地域住民、担当機関の協働の拠点。ペット由来の新たな外来種の発生を予防・管理するための永続的な管理拠点。また、専門的機能を活用し、希少野生動物及び住民への脅威となる感染症等へのモニタリングを行う予防拠点並びに、希少野生鳥獣の野生からの脱落個体等の緊急対応拠点とする。

主要機能)

1. 外来鳥獣対策の拠点
  - ①. ネコ対策の拠点、②. ペット由来外来種の発生予防及び管理の拠点
2. 個体レベルで保護が必要な希少野生鳥獣の保護拠点
3. 野生動物の感染症モニタリング拠点

補足的機能)

4. 一般傷病鳥獣の対応支援

## ■機能別の説明

### 1. 外来鳥獣対策の拠点

#### 拠点の目的)

世界自然遺産管理区域（集落含む）においてイエネコ対策を推進するための専門的拠点とする。ネコに続く、ペット由来の外来種問題を発生させないための予防・管理の拠点とする。

#### 取組)

集落地域におけるイエネコ対策、ペットの適正飼養推進の拠点

- ・ ペット管理システムの構築と維持  
（通年診療を通じてペットの完全管理化を図る）
- ・ ネコを外来種化させないために専門的立場からの普及啓発
- ・ 外飼いネコの室内飼養化、ペット飼養の専門的サポート
- ・ 常設の獣医療提供

ノネコ捕獲事業推進のための生態情報把握

- ・ 繁殖特性の解明（捕獲個体の齢査定や成熟・妊娠の有無を把握し、順応的捕獲に役立てる）

ノネコ捕獲事業推進のための生態情報把握

- ・ 山域捕獲ネコの内部寄生虫検査／より有効的な駆虫処置
- ・ 捕獲ネコの体調管理／診察、加療、隔離及び早期搬送等の判断
- ・ 島外搬送等の公衆衛生管理者

#### 世界自然遺産管理計画上の位置づけ)

### 5.管理の方策

#### 3)新たな外来種の侵入・拡散予防措置

長期目標:管理機関及び関係者は海洋島である小笠原諸島の特異な生態系に対する理解を深め、自らの行動における新たな外来種の侵入・拡散のリスクを未然に防止し、小笠原諸島の生態系の保全と人間活動との共存に向けて持続的に取り組む。

#### (1)生態系の保全・管理対策及び調査・研究活動

##### 2 今後の対応方針

- 予防措置の実施に必要な施設の整備

「予防措置の実施に必要な設備等を検討し、整備する。」

## 2. 個体レベルで保護が必要な希少野生鳥獣の保護拠点

### 拠点の目的)

特に、個体の生存が種の絶滅に結びつく等、個体レベルの保護が必要な鳥獣、また、今後の種の保全のために獣医療的な経験蓄積が必要と考えられる希少野生鳥獣※に対する獣医療救護を行う。(※種の保存法、文化財保護法の指定種)

### 取組)

対象：アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、オガサワラカワラヒワ、オガサワラヒメミズナギドリ、オガサワラオオコウモリ等。

対応：救急救命、骨折、中毒症状への対処、絡まり負傷による翼皮膜壊死等。抗生物質等の投与、搬送対応、リハビリテーション、ソフトリリース等。

## 3. 野生動物の感染症対策拠点

### 拠点の目的)

小笠原の希少な野生動物に影響を与える外来感染症の予防及び対処。野生動物と人にかかわる人獣共通感染症の侵入警戒と予防、リスク管理、普及啓発。

### 取組)

- ・ 希少種への自然移入が心配される感染症の監視／鳥マラリア等
- ・ 人と野生鳥獣の生活圏の接近エリアにおける危機管理、普及啓発
- ・ 山域ネコの疾病等のデータ蓄積
- ・ 観光客、島民による新規搬入動物の検疫（東京＝内地との連動）

### 補足的機能)

## 4. 一般傷病鳥獣の対応支援

### 目的)

希少種以外の傷病鳥獣において、専門的な獣医療が必要な個体への技術支援。

### 取組)

対象：骨折、感染症、リリース等。レスキュー人員への技術研修。

対処：ピンディング、抗生物質等の投与、ソフトリリース技術サポート。

島内関係者への技術研修の実施。

以上